

令和6年第1回伊達市議会定例会
議案説明資料（追加）

議 案 名	資 料 名
議案第34号 伊達市下水道条例の一部を改正する 条例	伊達市下水道条例の一部を改正する条例の概要

議案第34号説明資料

伊達市下水道条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の常駐・専任規定の見直しによる「標準下水道条例」の一部改正に伴い、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

責任技術者について、営業所ごとに「専属している者」から「選任する者」に改める。

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、<u>規則で定める排水設備工事責任技術者を選任している業者のうちから、</u>規則の定めるところにより市長が指定した業者でなければ、行なつてはならない。ただし、市長が公共下水道の管理に支障がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、<u>排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定した業者</u>でなければ、行なつてはならない。ただし、市長が公共下水道の管理に支障がないと認めるときは、この限りでない。</p>